

平成25年

第4回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

平成25年第4回志賀町議会定例会会議録

平成25年12月3日、第4回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 16名)

- | | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 福 | 田 | 晃 | 悦 |
| 2番 | 稲 | 岡 | 健 | 太 |
| 3番 | 南 | | 正 | 紀 |
| 4番 | 寺 | 井 | | 強 |
| 5番 | 堂 | 下 | 健 | 一 |
| 6番 | 南 | | 政 | 夫 |
| 7番 | 下 | 池 | 外 | 巳 |
| 8番 | 須 | 磨 | 隆 | 正 |
| 9番 | 越 | 後 | 敏 | 明 |
| 10番 | 田 | 中 | 正 | 文 |
| 11番 | 富 | 澤 | 軒 | 康 |
| 12番 | 櫻 | 井 | 俊 | 一 |
| 13番 | 林 | | 一 | 夫 |
| 14番 | 戸 | 坂 | 忠 | 寸 |
| 15番 | 久 | 木 | 拓 | 栄 |
| 16番 | 山 | 本 | 辰 | 榮 |

(欠席議員)

なし

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝
副	町	長	庄	田
教	育	長	穴	田
教	育	次	長	間
総	務	課	長	寺
富	来	支	所	長
企	画	財	政	課

情報推進課長	浜 村 大
税 務 課 長	土 田 善 博
住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
環境安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安 田 朗
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 追加日程第1 須磨隆正君の副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 南政夫君の議会運営委員の辞任の件
- 追加日程第4 議会運営委員の選任の件
- 日 程 第 5 町長提出 議案第88号ないし第113号及び同意第3号並びに諮問第6号及び第7号(提案理由説明)
- 日 程 第 6 町長提出 議案第105号ないし第107号(質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 7 町長提出 同意第3号並びに諮問第6号及び第7号(即決)

(開 会 ・ 開 議)

富澤 軒康議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成25年第4回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

富澤 軒康議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に

15番 久木 拓栄 君、

16番 山本 辰榮 君を指名します。

日程第2 会期の決定

富澤 軒康議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間と決定をしました。

日程第3 諸般の報告

富澤 軒康議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

富澤 軒康議長 次に、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。この選挙は、櫻井俊一君が去る10月31日をもって、広域連合議会議員を辞職したため、広域連合規約第8条の規定に基づき、志賀町議会議員から新たに1名、議員を選挙するものであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法には、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、富澤軒康を指名します。

(採 決)

富澤 軒康議長 お諮りします。

ただ今、私、富澤軒康を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 異議なしと認めます。

よって、ただ今の選挙の結果、私、富澤軒康が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をしました。

ここで、暫時休憩をします。

(午前10時4分 休憩)

(再 開)

(午前10時31分 再開)

(出席議員 14名)

- 1番 福田 晃 悦
- 2番 稲 岡 健太郎
- 3番 南 正 紀
- 4番 寺 井 強
- 5番 堂 下 健 一
- 6番 南 政 夫
- 7番 下 池 外巳造
- 9番 越 後 敏 明
- 10番 田 中 正文
- 11番 富 澤 軒 康
- 12番 櫻 井 俊 一
- 13番 林 一 夫
- 14番 戸 坂 忠寸計
- 16番 山 本 辰 榮

(欠席議員 1名)

- 15番 久 木 拓 栄

富澤 軒康議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
休憩中、副議長 須磨隆正君から、副議長の辞職願が提出されました。
お諮りします。
この際、須磨隆正君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題といたします。
これに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 異議なしと認めます。
よって、須磨隆正君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1

とし、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 須磨隆正君の副議長辞職の件

富澤 軒康議長 須磨隆正君の副議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

安田 朗議会事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

(採 決)

富澤 軒康議長 本件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を許可することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 13名)

富澤 軒康議長 起立全員。

よって、須磨隆正君の副議長辞職の件は、許可されました。

須磨隆正君の入場を求めます。

(午前10時33分、須磨隆正議員入場、出席議員15名)

須磨 隆正議員 議長。

富澤 軒康議長 須磨隆正君が発言を求めていますので、これを許可します。

須磨 隆正議員 ただ今お許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。今ほど、一身上の都合による志賀町議会副議長の辞職についてお許しをいただき、誠にありがとうございました。

振り返りますと、平成23年6月の選挙による初議会において、副議長の職にご推挙いただき、以来2年半の長きにわたり、その職を汚させていただきました。その間、その時々、先輩議員はもとより、同僚議員、そして小泉町長はじめ、町執行部、関係の皆様方からいただきましたご厚情に対し、深く感謝を申し上げます。

今後は、皆様とともに、町民の負託に応えられるよう、一層の研鑽を重ねてまいりたいと存じますので、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。辞職にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。本当に

長い間ありがとうございました。

富澤 軒康議長 この結果、副議長に欠員を生じたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに行うことに決しました。

追加日程第2 副議長の選挙

富澤 軒康議長 これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

副議長に、南政夫君を指名します。

(採 決)

富澤 軒康議長 お諮りします。

ただ今議長が指名しました、南政夫君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました、南政夫君が副議長に当選されました。ただ今副議長に当選された、南政夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

南 政夫副議長 はい、議長。

富澤 軒康議長 南政夫君が発言を求めていますので、これを許可します。

南 政夫副議長 今ほどの選挙におきまして、名誉ある志賀町議会副議長の席を賜り、大変身の引き締まる思いでこの場に立たせていただいております。

今後、議長の補佐役として、志賀町の発展のために微力ではありますが、邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞ議員各位にはご指導賜りますよう、そして町長はじめ町執行部の皆様方にはご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

富澤 軒康議長 議事運営協議のため、暫時休憩します。

(午前10時39分 休憩)

(再 開)

(午前10時55分 再開)

(出席議員 15名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳
8番	須	磨	隆	正
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文

11番 富澤 軒 康

12番 櫻井 俊 一

13番 林 一 夫

14番 戸坂 忠寸計

16番 山本 辰 榮

(欠席議員 1名)

15番 久木 拓 栄

富澤 軒康議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中開催された産業建設常任委員会で、委員長が辞任し、許可されたことから、後任の委員長の互選が行われました。その結果が、議長の手元にまいっておりますので、この際ご報告します。

産業建設常任委員会委員長 林一夫君。以上のとおり互選された旨報告がありました。

続いて、休憩中、南政夫君から一身上の都合により、議会運営委員を辞任したいとの旨申し出がありました。

お諮りします。

南政夫君の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、南政夫君の議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3 南政夫君の議会運営委員の辞任の件

富澤 軒康議長 南政夫君の議会運営委員の辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、南政夫君の退場を求めます。

(午前10時56分、南政夫議員退場、出席議員14名)

富澤 軒康議長 お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 異議なしと認めます。

よって、本件は許可することに決しました。南政夫君の入場を求めます。

(午前10時57分、南政夫議員入場、出席議員15名)

富澤 軒康議長 ただ今の結果、議会運営委員に欠員が生じたので、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第4 議会運営委員の選任の件

富澤 軒康議長 議会運営委員の選任の件を議題とします。

(採 決)

富澤 軒康議長 お諮りします。

議会運営委員につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、田中正文君を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

ここで、議事運営協議のため、暫時休憩をします。

(午前10時58分 休憩)

(再 開)

(午前11時4分 再開)

(出席議員 15名)

- 1番 福田 晃 悦
- 2番 稲岡 健太郎
- 3番 南 正 紀
- 4番 寺井 強
- 5番 堂下 健一
- 6番 南 政 夫
- 7番 下池 外巳造
- 8番 須磨 隆 正
- 9番 越後 敏 明
- 10番 田中 正文
- 11番 富澤 軒 康
- 12番 櫻井 俊一
- 13番 林 一 夫
- 14番 戸坂 忠寸計
- 16番 山本 辰 榮

(欠席議員 1名)

- 15番 久木 拓 榮

富澤 軒康議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中開催された議会運営委員会で、副委員長の互選が行われました。
その結果、議長の手元にまいっておりますので、この際報告します。

議会運営委員会副委員長 櫻井俊一君。以上のとおり互選された旨の
報告がありました。

日程第5 町長提出 議案第88号ないし第113号及び同意第3号並びに諮問第6号及
び第7号（提案理由説明）

富澤 軒康議長 次に、本日町長から提出のありました議案第88号ないし第113号
及び同意第3号並びに、諮問第6号及び第7号を議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

平成25年第4回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と本議会に提案いたしました案件の概要等について、ご説明申し上げます。

まず始めに、今ほど第8代副議長に就任をなされました、南議員には誠におめでとうございます。これからも引き続き町政発展のためご尽力をいただきたいと思いますし、私ども執行部に対してもご指導ご鞭撻のほどをよろしくお願いをいたします。

さて、師走を迎え、今年も残すところ1ヶ月足らずとなりました。私自身2期目に入り、はや2ヶ月が経過をしましたが、行財政改革や企業誘致を中心とした重点施策や諸課題に対し、日々懸命に取り組んでいるところであります。今後も、10年先、20年先を見据えた長期的視点に立ち、将来展望の拓けるまちづくりに向けて最善を尽くしていく所存であります。

まず、最近の我が国の経済状況であります。アベノミクス効果が着実に浸透してきたことなどから、国内景気は緩やかに回復しており、個人消費の基調に変化はなく、先行きも底堅いとされております。しかしながら、私たち地方においては、まだまだ報道されているような経済状況を実感できるまでには至っていないのが現状でないかと思っております。

また、来年4月から導入される消費税率の引き上げが、家庭に与える影響を考えると、不安材料として残ることから、国内経済が真に力強さを取り戻し、景気回復の効果が地方へも早期に波及してくれることを切に願っているところであります。

さて、去る11月16日に、県と全市町、消防、警察など多くの関係機関が参加をして、石川県原子力防災訓練が実施をされました。

今回の訓練は、本年見直された県並びに町の地域防災計画等に基づき、原子力災害に関する防災体制の確立と防災技術の向上、住民の防災意識の高揚などを目的として、発電所から30キロ圏内の住民が圏

外へ避難するという想定の大規模なものとなりました。

主な内容としましては、緊急時の通信連絡、オフサイトセンターの運営、環境放射線のモニタリング、住民避難などが行われ、本町では、災害対策本部の設置のほか、消防車両等による広報や避難誘導、要援護者への通信連絡、行政機能移転などの各訓練を実施しました。

避難訓練においては、発電所から5キロ圏内の赤住、福浦港区をはじめ、富来地区、中甘田地区の住民や、志加浦、上熊野、富来の各小学校の児童を含む約300人の皆さんに参加をしていただき、スクリーニング検査を経て、能都中学校及び鶴来高校への避難を実施しました。

今回の訓練実施にあたり、ご協力をいただきました町民の皆様と関係機関に深く感謝を申し上げますとともに、今後、検証結果を踏まえ、町の原子力防災の対応に活かしていきたいと考えております。

また、志賀原子力発電所についてですが、北陸電力では、これまで緊急時における敷地内への浸水防止、原子力発電所の電源確保、除熱機能の確保などの安全強化策に取り組んできました。先月からは、さらなる安全性の向上を目指して2号機の耐震工事が始まり、敷地内の地下構造の確認や地質及び地質構造に関するデータの充実を図るための大深度ボーリング調査も進められております。

なお、本年6月に国へ敷地内シーム調査の報告書を提出しましたが、その後も引き続き、周辺の小規模な断層との関連性に関する調査を追加し実施をしております。追加調査については、当初、9月末に最終報告書を提出する予定とされておりましたが、さらに福浦断層の地質データの収集・分析なども行い、国への最終報告書は、今月下旬に提出すると聞いております。

北陸電力には、引き続き発電所の安全性と信頼性の向上に全力を挙げて取り組むとともに、徹底した検証を進めてもらいたいと考えております。

次に、農業関係についてであります。

去る10月末に、皇太子殿下のご臨席を仰ぎ、全国から農業関係者

約2,000人が集い、第16回全国農業担い手サミットinいしかわが開催されました。本町でも、農業青年グループなど約200人が参加をして、羽咋地域交流会が開かれ、活発な意見交換が行われました。

農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、こうした大会などを契機として、次世代の担い手が相互に研鑽し、連携・交流を深めながら、意欲を持った取り組みによって、農業の振興、発展が図られることを期待するものであります。

一方、政府は、TPP交渉をきっかけとして、5年後の平成30年度に減反政策を廃止するコメ政策の大転換を決定いたしました。減反政策は、昭和45年に本格導入され、今日まで米の生産調整と米づくり農家の保護を目的に実施されてきましたが、政策転換による小規模農家への打撃と耕作放棄地の増加が危惧されるところであります。町としては、今後も国の動向を注視しながら、どのような対応ができるのか見定めていきたいと考えております。

また、8月末から9月初めにかけての集中豪雨により、多くの農地、農業用施設のほか、荒屋地内の広域農道が被災しました。被害箇所については、来年の耕作に支障を来さないよう復旧工事を進めているところであり、広域農道についても、一日も早く開通できるよう取り組んでいるところであります。

次に、除雪対策についてであります。

近年、世界各国において異常気象による大規模な災害が多発をしており、先月、フィリピンを襲った台風30号による被害は甚大でありました。国内各地においても、かつて経験したことのないゲリラ豪雨や強風、竜巻などによる災害が多数発生し、その惨状は目を覆いたくなるようなものばかりであります。

降雪についても、近年はゲリラ豪雪と言われるように、局地的なドカ雪が記録をされています。先ごろ、気象庁が発表した北陸地方の3ヵ月予報によれば、12月から来年2月までは平年より気温が低く、降雪量が多いとされております。

こうした中、本町では、冬場の除雪対策に万全を期するため、除雪会議を開催するなど、諸準備を進めているところであります。除雪にあたっては、県や消防をはじめとする関係機関と緊密に連携し、気象情報や道路事情などを的確に把握しながら、通勤や通学路の確保と高齢者世帯などの社会的弱者の日常生活に支障が出ないように、早期の対応を図ってまいります。また、行政だけではなく、地域ぐるみによる除排雪も地域コミュニティを守るうえで重要であります。町民の皆様のご理解とご協力をお願いするものでもあります。

なお、高浜町地内と富来領家町地内では、今年から新たな消雪設備を整備しており、こうした事業などにより、生活道路の安全確保を順次進めていきたいと考えております。

続いて、観光振興についてであります。

以前にも申し上げましたが、平成27年春の北陸新幹線金沢開業を控え、今年4月からは、能登有料道路がのと里山海道として全線が無料化されました。これに併せ、県では西山パーキングエリアの駐車場拡張工事を実施し、去る10月末には下り線の工事が完成したところであります。

こうしたインフラ整備が進められる中、本町には大型リゾートホテル、旅館、民宿、ペンションなど多様な宿泊施設や、能登の里山・里海としてのすばらしい景観や文化、伝統芸能、良質な食材なども多数あります。このような他市町に引けを取らない数々の資源を最大限に活かし、諸施策を効果的に実施することにより、本町の振興と交流人口の拡大を図っていきたいと考えております。

また、多くの皆様から投票をいただいた、ゆるキャラであります。先般、旧福浦灯台をモチーフとしたデザインが決定をし、現在、愛称を募集しております。来年2月の志賀町祭大漁起舟祭でお披露目し、北陸新幹線金沢開業に向けての各種イベントやキャンペーン、特産品の紹介等、本町のPRに幅広く活用しながら、町の魅力を内外に発信してまいります。

さて、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件は、平成25年度の一般

会計のほか各会計の補正予算をはじめ、条例の一部改正、工事請負契約の締結及び財産の取得等、案件26件のほか、人事案件に係る同意1件、諮問2件の、合わせて29件であります。以下、その大要につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案第88号から議案第96号までは、平成25年度の各会計に係る補正予算であります。

議案第88号 平成25年度志賀町一般会計補正予算（第3号）については、歳入では、個人住民税や固定資産税の増収見込みによる町税の増額や、普通財産売払い実績などによる財産収入の増額のほか、8月の豪雨による災害復旧に伴う県支出金や、町債の増額計上が主なものであります。歳出では、障害福祉サービスの受給者増加に伴う給付費の増額や使用済み小型家電リサイクル法の施行に伴う関係経費の計上、農地農業用施設災害復旧費では、荒屋地内で発生した広域農道崩壊箇所などの災害復旧費を増額するほか、行政情報化整備推進基金や財政調整基金への積立などが主なもので、これにより歳入歳出それぞれ2億4,143万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億301万2千円とするものであります。

議案第89号 平成25年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、特別調整交付金を増額し、歳出では、特定健診システム及びレセプト管理システムの搭載ソフト等のサポート終了に伴う機器更新に関わる所要額を増額するもので、歳入歳出予算にそれぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億7,292万円とするものであります。

議案第90号 平成25年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、平成24年度決算剰余金を前年度繰越金に計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するもので、歳入歳出予算にそれぞれ67万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,782万6千円とするものであります。

議案第91号 平成25年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正

予算（第1号）については、歳入では、一般会計繰入金の減額や建物災害共済金の追加などを行い、歳出では、農業集落排水施設の管理費における浄化センター運転管理委託料の減額並びに処理施設の修繕費及び工事請負費の増額等、所要額を補正するもので、歳入歳出予算からそれぞれ5万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,269万6千円とするものであります。

議案第92号 平成25年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、一般会計繰入金の増額や下水道事業債の減額などを行い、歳出では、公共下水道事業費における測量・設計委託料の増額並びに工事請負費の減額、及び特定環境保全事業処理場管理費における浄化センター運転管理委託料の増額等、所要額を補正するもので、歳入歳出予算からそれぞれ1,257万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,115万4千円とするものであります。

議案第93号 平成25年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、一般会計繰入金の減額などを行い、歳出では、地域し尿処理施設管理費において光熱費等の増額及び合併処理浄化槽維持管理委託料の減額等、所要額を補正するもので、歳入歳出予算からそれぞれ6万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,769万8千円とするものであります。

議案第94号 平成25年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、平成24年度介護保険事業関係業務特別会計決算剰余金の返納金の計上、歳出では、第6期介護保険事業計画策定に係る報償費の計上等、所要額を補正するもので、歳入歳出予算にそれぞれ13万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億156万7千円とするものであります。

議案第95号 平成25年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入では、一般会計繰入金の増額などの計上、歳出では、平成25年度に納付すべき消費税等の納付額の確定及び道路改良工事に伴うケーブルの支障移転工事に関わる所要見込み額を計

上するほか、事業費の確定見込みによる工事請負費の減額及び機器等の更新計画の策定費用にかかる所要額を補正するもので、歳入歳出予算にそれぞれ149万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,188万9千円とするものであります。

議案第96号 平成25年度志賀町水道事業会計補正予算(第1号)については、収益的収支の収入では、営業外収益で水道施設の雷被害による建物共済保険料収入の増額を主として、支出では、営業費用で年度当初の職員異動による人件費の増額等を行うもので、これにより、収益的収支の収入に471万8千円を追加し、収入予定額を5億9,607万2千円とし、支出から301万円を減額し、支出予定額を5億7,987万4千円とするものであります。また、資本的収支の収入では、負担金で県施工事業に伴う支障配水管移転工事負担金の増額を主とし、支出では、年度当初の職員の異動による人件費の減額が主なもので、これにより、資本的収支の収入に330万円を追加し、収入予定額を9,742万円とし、支出から583万円を減額し、支出予定額を5億5,183万8千円とするものであります。

次に、議案第97号から議案第103号については、消費税法等、関係法令の一部改正に伴い、平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税を合わせた税率が5パーセントから8パーセントに改定されることから、本町の公共施設及び行政サービス等の使用料、手数料等に消費税改定相当額を上乗せした金額に改正するものであります。

以上、消費税関係の各議案の改正内容につきまして、ご説明いたします。

議案第97号 志賀町地域振興拠点施設条例の一部を改正する条例については、アクアパーク シ・オンのプール及び温泉の利用料金の上限額について、所要の改正を行うものであります。

議案第98号 志賀町立診療所手数料条例の一部を改正する条例については、受診者からの申請に基づき交付する診断書、その他文書の手数料の額について、所要の改正を行うものであります。

議案第99号 志賀町農業集落排水施設条例等の一部を改正する条

例については、下水道等の関連条例である志賀町農業集落排水施設条例、志賀町公共下水道条例、志賀町地域し尿処理施設条例、志賀町特定地域合併処理浄化槽等の整備に関する条例の4条例に規定している下水道等使用料の額について、所要の改正を行うものであります。

議案第100号 志賀町都市公園条例の一部を改正する条例については、都市公園内におけるイベント等の使用に関わる料金について、所要の改正を行うものであります。

議案第101号 志賀町給水条例等の一部を改正する条例については、上水道等の関連条例である志賀町給水条例、志賀町水道事業分担金徴収条例、志賀町簡易水道条例、志賀町簡易水道事業分担金徴収条例の4条例に規定している上水道等使用料及び水道事業分担金の額について、所要の改正を行うものであります。

議案第102号 志賀町病院事業の施設等に関する条例の一部を改正する条例については、町立富来病院において、病室等の使用料及び診断書等の交付手数料額について、所要の改正を行うものであります。

議案第103号 志賀町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例については、ケーブルテレビ加入分担金及び利用料金等の額について改正を行うほか、ケーブルテレビ施設整備時から住民登録のある世帯の加入負担金及び引込工事費については、無料化としていたところではありますが、今回、引込工事費の一部について加入者負担とするように改正し、併せて公共施設等の加入における費用についても、引込工事費について、加入者負担とするよう減免規定を見直すものであります。

議案第104号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、入居者資格に関する規定の一部を改正するものであります。

議案第105号 工事請負契約の締結については、赤住地内において、赤住浄化センターの老朽化に伴い、改修工事を行うもので、アムズ株式会社 代表取締役 谷口敏と1億1,403万円で請負契約を

締結するものであります。

議案第106号「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、平成25年第1回議会臨時会において議決をいただきました、「平成25年度農業集落排水事業（機能強化）代田地区 汚水処理施設 機能強化（施設改修）工事」の変更の契約を行うものであります。当初契約では、汚水処理施設の機械設備工事において、水槽防食工事に伴い処理水槽内の接触材を洗浄、再使用することとしておりましたが、取り出して確認した結果、既設接触材の変形破損が激しく、接触材を交換して施工する必要が生じたことから、契約金額に738万7,800円を増額し、1億913万2,800円に変更するものであります。

議案第107号 財産の取得については、能登中核工業団地の工場用地を取得するもので、平成26年3月31日をもって、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が工場用地の分譲業務を終了することに伴い、同機構から本町に対し、本業務の継続要請があり、これを受けるとしたもので、39,812.58平方メートルの土地を独立行政法人 中小企業基盤整備機構 理事長 高田坦史から、1,450万円で取得するものであります。

議案第108号 志賀町道路線の変更については、町道第740号西山羽咋線について、米浜地内のふるさと農道を町道に編入するにあたり、起点を米浜地内から西山台2丁目25番地先に、延長を5,685.4メートルから6,607.4メートルに、接続路線を町道第706号末吉矢駄線から町道第346号末吉西山線に変更するものであります。

議案第109号 志賀の郷ファミリーパークの指定管理者の指定については、現在、株式会社いこいの村能登半島が指定管理しているため当該施設の指定期間が、平成26年3月31日で満了となるため、引き続き、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者として、平成31年3月31日までの5年間、指定するものであります。

議案第110号 大島キャンプ場の指定管理者の指定については、現在、大島観光開発株式会社が指定管理している当該施設の指定期間

が、平成26年3月31日で満了となるため、引き続き、大島観光開発株式会社を指定管理者として、平成31年3月31日までの5年間、指定するものであります。

議案第111号「公有水面埋立諮問について」の議決の一部変更については、平成20年第3回議会定例会において議決された議決第94号 公有水面埋立諮問についてのうち、埋立地域の記載に誤りがあったため、その一部を変更するもので、羽咋郡志賀町西海風戸ヌ183番の地先公有水面を、羽咋郡志賀町酒見河原183番の地先公有水面に改めるものであります。

議案第112号「新たに生じた土地の確認について」の議決の一部変更については、平成25年第1回議会定例会において議決された議決第45号 新たに生じた土地の確認についてのうち、位置の記載に誤りがあったため、位置の欄中に志賀町西海風戸ヌ183の地先公有水面埋立地を、志賀町酒見河原183の地先公有水面埋立地に改めるものであります。

議案第113号「字及び小字の区域の変更について」の議決の一部変更については、平成25年第1回定例会において議決された議決第47号 字及び小字の区域の変更についてのうち、変更後の字及び小字、編入される地域の記載に誤りがあったため、変更後の字及び小字を西海風戸ヌから酒見河原に、編入される地域を志賀町西海風戸ヌ183の地先公有水面埋立地から志賀町酒見河原183の地先公有水面埋立地に、それぞれ変更するものであります。

次に、同意第3号 教育委員会委員の任命については、本年12月13日をもって教育委員会委員の任期が満了となる高浜町の中森昭美氏に代わり、鹿頭の新古紀子氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

諮問第6号及び諮問第7号は、いずれも人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第6号については、平成26年3月31日をもって人権擁護委員の任期が満了となる大島の三津幸子氏を再推薦するもので、諮問第7号

は、同じく平成26年3月31日をもって任期満了となる富来領家町の村上栄子氏を再推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、本定例会提出案件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に伴い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

申し訳ありません、ちょっと読み間違いをしましたので。10ページの上から4行目ですか、「支出では、営業費用で年度当初の職員異動による人件費の減額」を「増額」と言い間違えました。

あとは、12ページの1行目で、「志賀町病院事業の設置等」を「施設等」って言い間違えたそうです。

14ページ下から4行目、「埋立区域の」って言うのを「地域」と言ったそうです。

もう1個、15ページの議案第113号の字及び小字のこれも、「区域」を「地域」と言い間違えたそうです。

すいません、申し訳ありませんでした。以上です。

富澤 軒康議長 説明を終わります。

日程第6 町長提出 議案第105号ないし第107号（質疑、委員会付託、討論、採決）

富澤 軒康議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第105号 工事請負契約の締結について（平成25年度 赤住浄化センター改修工事）ないし第107号 財産の取得について（能登中核工業団地工場用地）を一括して議題とします。

（ 質 疑 ）

富澤 軒康議長 これより、各案に対する質疑を許します。

（発言なし）

富澤 軒康議長 他にありませんか。質疑を終結します。

ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

富澤 軒康議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

富澤 軒康議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

富澤 軒康議長 他にありませんか。討論を終結します。

ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

富澤 軒康議長 これより採決します。

これらの採決は、起立によって行います。

まず、議案第105号 工事請負契約の締結について(平成25年度赤住浄化センター改修工事)を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

富澤 軒康議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第106号「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について、を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

富澤 軒康議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第107号 財産の取得について（能登中核工業団地工場用地）を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

富澤 軒康議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 町長提出 同意第3号並びに諮問第6号及び第7号（即決）

富澤 軒康議長 次に、町長から提出されました議案のうち、同意第3号 教育委員会委員の任命について、並びに、諮問第6号及び第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを、一括して議題とします。お諮りします。

以上の各件については、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、直ちに採決することに決しました。

(採 決)

富澤 軒康議長 これより、採決します。

まず、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本件は、教育委員会委員に、志賀町鹿頭の新古紀子氏の任命に付き、同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

続いて、諮問第6号及び第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを、一括して採決します。

お諮りします。

両件は、人権擁護委員候補者の推薦に付き、志賀町大島の三津幸子氏、富来領家町の村上栄子氏をそれぞれ適任として答申することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は、それぞれ適任として答申することに決しました。

(休 会)

富澤 軒康議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明4日から9日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

富澤 軒康議長 ご異議なしと認めます。

よって、明4日から9日までの6日間は、休会とすることに決しました。

次回は、12月10日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会をします。

(午前11時40分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第35号

入札結果報告について

(平成25年10月17日 3件)

(平成25年10月24日 11件)

(平成25年10月30日 5件)

(平成25年11月 7日 20件)

2 議長報告第36号

地方公務員の給与改定等に関する取扱い等について

3 議長報告第37号

委員会所管事務調査報告について

- ・ 議会広報特別委員会委員長
- ・ 議会教育民生常任委員会委員長
- ・ 議会産業建設常任委員会委員長

4 議長報告第38号

例月出納検査の結果について

(平成25年10月24日実施分)

5 議長報告第39号

定期監査の結果について